



ニコニコ箱

ありがとうございました

- 島 公造さん 2月24日66才になりました。ユーツ!!
- 岡野 年秀さん 新入会員歓迎会には多数の参加ありがとうございました。
- 谷口 文利さん 行平様本日宜しくお願いします。
- 宮本 和佳さん 行平様、本日の卓話楽しみにしています。
- 野上 泰造さん 本日、駐車場の件で御迷惑をおかけしました。
- 古屋 光英さん 行平さん卓話よろしくお祈りします。
- 山本 進三さん 今日駐車場がいっぱいで皆様にご迷惑をおかけしました。

阪神タイガース応援団一同

あと少しでオープン戦、楽しみです。
新会員歓迎会(2/17)残金です。

【本日の累計 28,010円(計7名 9件)(お誕生日お祝い 465,000円 皆出席表彰 90,000円 その他 1,758,095円) 累計額 2,313,095円】

本日の例会 3月10日(木) 前回の例会 2月24日(木)

- 卓話「成年後見制度について」
和歌山地方法務局戸籍課戸籍課長 小坂 雄二さん
- 卓話「インターネットを介した人権侵害等について」
和歌山地方法務局人権擁護課人権擁護係長 行平 和正さん
- 皆出席表彰
村田 昌之さん 1年皆出席通算28年
八幡 建二さん 1年皆出席通算22年
- ロータリーソング 真野 賢司 ソング副委員長
「我等の生業」
- ピアノ演奏
思いでのアルバム(本多 鉄磨)
旅立ちの唄(Mr.children)
- ビジター紹介 乾 敦雄 親睦副委員長
橋本R.C. 石脇 正雄 さん

次回の例会 3月17日(木)

- 卓話「犯罪被害者の現状と支援について」
紀の国被害者支援センター 事務局長 浅利 武さん
- 出席報告 真野 賢司 出席副委員長
会員数 50名(内出席規定適用免除会員11名)

2月24日(本 日)	33名	73.3%
2月10日(メーキャップ後)	44名	93.6%

クラブ名	日 時	内 容
和歌山城南R. C.	3月10日(木)	卓話「植樹祭とはどんな祭り?」 和歌山県農林水産部森林・林業局 全国植樹祭推進課副課長 岡 和久さん
和歌山南R. C.	3月11日(金)	卓話「海外研修に参加させて頂いて」開智高校インターアクトクラブ
和歌山中R. C.	3月11日(金)	第3回I. D. M. 発表
和歌山北R. C.	3月14日(月)	クラブフォーラム「第3回I. D. M. 発表」
和歌山アゼリアR. C.	3月14日(月)	卓話「自己紹介&近頃考える事」三木 民生会員
和歌山R. C.	3月15日(火)	休会
和歌山サンライズR. C.	3月15日(火)	
和歌山西R. C.	3月16日(水)	卓話「ライラセミナーに参加して」和歌山大学留学生 ブッタワン君他2名
和歌山東南R. C.	3月16日(水)	新会員卓話

●メイキャップ状況 ● (敬称略)

2月23日(水) 大阪西南R.C. 堀井 孝一 / 3月5日(土) ~6日(日) 地区ライラ 上中 崇司、岡野 年秀、笹島 良雄、島 公造、野井 晋、野上 泰造、古屋光英

国際ロータリー第2640地区 例会場/ルミエール華月殿 和歌山市屋形町2-10 TEL (073) 424-9392 例会日 木曜日 12時30分
和歌山東ロータリークラブ 事務局/〒640-8142 和歌山市三番丁6関西電ビル5F TEL (073)432-4343・FAX (073)432-4845
創立/1959年2月23日 会報・広報委員会 谷口 文利 笹島 良雄 岡野 年秀 堀岡 忠男 角谷 芳伸



BUILDING COMMUNITIES
BRIDGING CONTINENTS

2010~2011年度 国際ロータリーのテーマ

「地域を育み 大陸をつなぐ」

2010~2011年度 和歌山東ロータリーのテーマ

「地域に広げよう、友情の輪」

国際ロータリー 第2640地区 和歌山東ロータリークラブ

URL http://www.werc.jp E-mail info@werc.jp

2011年 3月10日(木)

週報 / VOL.52 No.31(通巻2486)

会長報告

野上 泰造 会長



皆様、こんにちは。会長報告を申し上げます。

橋本ロータリーの石脇様、ようこそお出で下さいました。ごゆっくりとお過ごし下さい。

ニュージーランド、クライストチャーチでマグニチュード6.3の地震があり、30名の日本人の安否が不明です。ニュージーランドの面積は日本の約3分の2で、人口は30分の1です。親日的で治安が良く、気候も日本とよく似ています。年間に約14万人の日本人が訪れますが、その内の2千人が留学生です。日本と同様に地震大国で、地震に対する研究は進んでいますが、古くからの建物には補強の義務が無いようです。何れにしても、行方不明の方々の一刻も速い救出をお祈りするばかりです。

さて県警本部から、昨年の県内の落とし物の集計が発表されました。拾得件数は10万件で、傘が1万3千件、履物9千件、財布6千件と続き、遺失件数は20万件で、財布、携帯電話、鍵、免許証の順です。ちなみに現金の遺失届けは2億2千万円で、拾得届けは1億1千万円。戻ってくる確率は半分です。

幹事報告

古屋 光英 幹事



地区から2640地区大会記録DVDが届いております。ご覧になりたい方は事務局までお申し出下さい。これをもちまして地区大会事務局は閉鎖致します。…回覧します。

奄美豪雨災害義援金の御礼状が届いております。…回覧します。

次週3月3日(木)は休会です。お間違いのないようお願いいたします。

委員会報告

ロータリー情報規定委員会

岡野 年秀 委員長



本日、IDMの案内を入れています。班長、副班長さんには宜しくお願いします。

ロータリー財団委員会

島 公造 委員長



2012~2013年度ロータリー財団国際親善奨学生募集です。心当たりのある方は宜しくお願いします。

卓 話

インターネットを介した人権侵害等について



1 インターネット利用の現状について

日本のインターネットの利用者数は、平成21年末では約9,400万人となっており、人口普及率は78.0%に達しています。

インターネットは、知りたい情報を、だれでも簡単に、すぐに手に入れられる情報メディアとして、今の私たちの生活にはなくてはならない存在となっています。インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットの環境の中では、自分の名前や顔を知られることなく発言することができます。そのため、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な落書きなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

インターネットは、だれでも簡単に情報を得ることができるため、電子掲示板などに書き込みを行うと、その内容が不特定多数の人々にすぐに広まってしまいます。事実無根の誹謗中傷や他人に知られたくない事実が、知れ渡ることになり、そのような情報を書き込まれた人は、尊厳を傷つけられ、社会的評価をおとしめられるなど、回復が困難なほどに重大な損害を被る危険があります。

法務省のホームページで公開されている統計資料では、インターネットを利用した人権侵害事件の推移は、平成17年は272件でしたが、平成21年には786件と急増しています。なお、平成21年の事件の内訳ですが、プライバシー侵害の割合が約49.7%、名誉毀損の割合が約37.5%になっています。

2 法務省の人権擁護機関による取組について

法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項に「子どもの人権を守ろう」及び「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」を掲げ、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を、深めるために啓発活動を推進しています。

具体的な啓発活動は、小中学生向けに人権啓発教材「知ってる!? ケータイやインターネットも使い方ひとつで…」を作成しています。これはマンガを使用して、携帯電話やインターネットの正しい利用方法を解説しています。

和歌山地方務局 人権擁護課 人権擁護係長 行平 和正さん

また、人権擁護局のホームページには、「はなまる人権学校」を掲載し、インターネットの適切な利用について、クイズ形式で学べるようになっています。内容は、インターネット上の人権侵害情報に対する法務省の人権擁護機関の取組や、人権侵害情報の具体例をクイズにし、回答についての解説も掲載されています。

さらに、パソコン及び携帯電話から24時間相談を受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」を、大人用だけでなく子ども用も開設するなど、青少年のインターネット利用環境の向上に取り組んでいます。

3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

(プロバイダ責任制限法)の概要

(1) 発信者情報の開示

プロバイダ等に対し、人権侵害情報の発信者(電子掲示板等)に書き込んだ人の氏名、メールアドレス、住所等の情報の開示を請求することができます(同法第4条1項)。また、発信者に対して民事訴訟を起こしたり、刑事告発したりすることも可能です。

(2) 被害者による削除依頼

被害者はプロバイダ等に対し、人権侵害情報の削除依頼を行うことができます(同法第3条2項2号)。

(3) プロバイダ等の責任の制限等

プロバイダ等は、インターネット上で人権侵害が行われていることを知っていた場合または知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、被害者に対し損害賠償責任を負うことがあります(同法第3条1項)。

また、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が人権侵害にあたると信じるに足りる相当の理由があったときには、必要な限度の範囲内で削除したことについて発信者から責任を問われることはありません(同法第3条2項)。

4 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会発行の各種ガイドラインについて

(1)「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」・目的(名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインの本文から)

『本ガイドラインは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」又は単に「法」という。)3条を踏まえ、特定電気通信による情報の流通により名誉を毀損され、又は、プライバシーを侵害された申立者らの送信防止措置の要請を受けた場合に特定電気通信役務提供者(以下「プロバイダ等」という。)のとるべき行動基準を明確化することにより、申立者、発信者及びプロバイダ等それぞれの関係者の利益を尊重しつつ、プロバイダ等による迅速かつ適切な対応を促進し、もってインターネットの円滑かつ健全な利用を促進することを目的とする。』

(2)「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」

・目的(発信者情報開示関係ガイドラインの本文から)

『本ガイドラインは、特定電気通信(法2条1号の「特定電気通信」をいう。以下同じ。)による情報の流通によって権利侵害を受けた者(以下「被害者」という。)が、当該情報の発信者の特定に資する情報(以下「発信者情報」という。)の開示を請求する権利を規定した法第4条の趣旨を踏まえ、被害者、情報発信者、プロバイダ等のそれぞれが置かれた立場等を考慮しつつ、発信者情報開示請求の手續や判断基準等を、可能な範囲で明確化するものである。これにより、法第4条に基づく発信者情報開示手續の円滑な運用がなされることを促し、もってインターネットの円滑かつ健全な利用を促進することを目的とするものである。』

5 人権侵害情報への具体的な対応について

(1) 人権侵害情報の削除依頼

インターネット上に自分の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする記事が掲載されても、発信者がだれか分からないため、被害者が独力で損害を回復するのは困難となります。そこで、上記3の「プロバイダ責任制限法」により、被害者は、プロバイダ等に対し、人権侵害情報の発信者(電子掲示板等)に書き込んだ人の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができます。開示請求や削除依頼は、証拠として保存するために、メールや文書で行うようにします。ただし、電子掲示板等に直接、削除の依頼を書き込むことは、その依頼を無視されたり、関係のない議論に巻き込まれたりすることがあります。

(2) 法務省の人権擁護機関による対応

ア インターネット上での情報での被害者に対して、人権侵害情報をプロバイダ等に、削除を依頼する具体的な方法について助言します。

イ 人権侵害情報を書き込みした人物(発信者)を捜し出し、名誉毀損で訴えたり、損害賠償を請求したり、また刑事告訴したい場合は、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報の開示請求の方法を、説明します。

ウ 被害者自らが、被害の回復を図ることが困難な事情(被害者が削除依頼を行ったが応じてもらえない場合など)があるなど、一定の場合に限られるとともに、問題となる情報が、法令・判例に照らし人権侵害性があると認められる場合、法務局が直接プロバイダ等に、削除の依頼を行います。

2640地区ライラ
2011年3月5日(土)、6日(日) 於 高野山恵光院他

参加者(敬称略)

上中 崇司、岡野 年秀、笹島 良雄
島 公造、野井 晋、野上 泰造、
古屋 光英、こばと学園より2名